産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会 合同会議資料

軽自動車ディーラーにおける使用済自動車の判断基準について

平成21年3月2日(社)全国軽自動車協会連合会

- 1. 全国のディーラーの中からブロックの異なる8社に、使用済自動車の判断基準について、自由記入方式のアンケートを実施した。
- 2. 入庫した中古車を商品車とするか使用済自動車とするかは、各ディーラーが独自 に判断しており、アンケート結果を漏れなく整理分類すると次のとおりであった。 地域的な偏りは特に見られなかった。
 - ① 自走不能
 - ・修理不能の事故車(7社)
 - ・水没した車(1社)
 - ・駆動部分の修理に多額の費用がかかる車(7社)
 - ② 車両状態不良
 - ・腐食等で外装が著しく傷んでおり、修理に多額の費用がかかる車(4社)
 - ・年式相応以上に外装が傷んでいる車(1社)
 - 初度登録後10年以上で、異臭又は腐食の甚だしい車(1社)
 - ③ 極低年式
 - ・年式が12年以上前の車(1社)
 - ・初度登録後15年を経過している車(2社)
 - ・低年式で車検切れの車(1社)
 - ④ 多走行
 - ・走行距離 1 5 万km以上の車 (3 社)
 - ・多走行により再販不可能と判断される車(1社)
 - ⑤ 低価値
 - ・ 査定価格のない車 (3社)
 - ・事故修理の費用が大きい車(1社)
 - オークションで価値がつかないと判断される車(1社)
 - ・オークションで2回流札した車(2社)
 - ⑥ 輸出不可能
 - 輸出できない車(1社)
 - ⑦ ユーザーの希望
 - ユーザーが解体を希望した車(7社)